指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：株式会社奥村組（法人番号：7120001004931）
　　業者の住所：大阪府大阪市阿倍野区松崎町２－２－２

２．指名停止措置期間：平成２９年　１月２５日から
　　平成２９年　２月２４日まで（１か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：

株式会社奥村組の元名古屋支店社員は、中部地方整備局発注工事の総合評価方式による一般競争入札に絡み、平成２３年１０月頃から平成２４年１月頃、同局職員に依頼し、同社の加算点や同社が落札できる価格などの入札に関する秘密情報の教示を受け、平成２４年２月上旬頃、その見返りに商品券１００万円相当を渡したとして、平成２８年１２月３日、官製談合防止法違反の容疑で愛知県警に逮捕された。

同法違反容疑については、同年１２月２２日に検察当局より不起訴処分とされ、贈賄については公訴時効（３年）が成立している。

５．指名停止措置理由：

上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第１５号（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） １５　付表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内